

# 被災地支援の活動を補助

～対象事業期間を12月まで延長し、9月6日から申請受付～

## Q 対象となる取組は？

令和5年8月14日から12月28日までに行う

令和5年台風第7号に対する取組

※この期間に着手し、支払いまで完了する事業が対象

- (例) 被災家屋などの清掃作業  
被災地への支援物資の発送  
被災者への心理ケアの実施  
災害で発生した土砂・がれきの除去 など

## Q 申請受付期間は？

令和5年9月6日から12月28日まで（当日消印有効）

## Q 対象団体は？

非営利団体（例）自治会、ボランティア団体、NPO法人など

## Q 補助額はいくらか？

上限30万円（京都市内は上限20万円） ※1団体1申請

## Q どんな経費が対象になるのか？

- ・ ブラシ・スコップなどの資材や軍手・長靴等の消耗品代
- ・ がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費
- ・ ボランティアの募集チラシ印刷代、ボランティア保険料
- ・ 専門家への謝礼や被災地への交通費
- ・ 熱中症予防等、健康保持のための飲料等の購入費
- ・ 重機を使う除去作業など、住民では困難な作業の外注費 など

<注意> 住民主体の活動の支援のため、  
外注のみの申請は受け付けられません

裏面あり

## Q 対象外の経費は何か？

- ・ 住民が可能な範囲での清掃等の活動が伴わない事業
- ・ 地域住民への日当やアルバイト代などの人件費
- ・ 弁当やお菓子などその他の食料品
- ・ 被災した家電や家具類、畳など個人資産の修理や買い替え費用
- ・ 同一団体（構成員の大半が重複している他団体を含む）の複数申請
- ・ 国や京都府から他の補助金等による支援を受けている経費

## Q 申請の方法は？

団体の所在地がある市役所・町村役場又は広域振興局に、郵送または持参により必要書類を提出してください。

団体の所在地が京都府外の場合は、活動された地域の市役所・町役場又は広域振興局に、提出してください。

申請様式や提出先等の詳細については、京都府HP「地域交響プロジェクト交付金『被災地支援プログラム』について」をご確認ください。

(<https://www.pref.kyoto.jp/chiikikokyo/hisaichishien.html>)

※9月6日から公開

作業の前後等、活動内容がわかる写真や資材購入のレシート・領収書等の提出が必要です。

## Q 申請先は？

京都府中丹広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課  
電話 0773-62-2031 FAX 0773-63-8495

福知山市市民総務部危機管理室  
電話 0773-24-7503 FAX 0773-23-6537

舞鶴市市民文化環境部人権啓発・地域づくり室地域づくり支援課  
電話 0773-66-1073 FAX 0773-62-9891

綾部市市民環境部市民協働課  
電話 0773-42-4248 FAX 0773-42-4406